

(萩川 拓也)
司 理 長

農業委員会について

1 農業委員会とは

- (1) 農業委員会の設置
市町村ごとに設置が義務付けられている行政委員会
- (2) 農業委員会の構成
 - ・ 農業委員で組織するほか、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。
 - ・ 農業委員は、市町村長が議会の同意を得て任命する。推進委員は、農業委員会が委嘱する。
 - ・ 広島市農業委員会の農業委員は19名、推進委員は42名
- (3) 農業委員会の組織
 - ・ 総会
合議体である農業委員会の最高議決機関（農業委員が出席）

2 農業委員会の事務

- (1) 農業委員会法第6条第1項事務
 - ① 農地法に基づく事務
 - ・ 農地の売買・貸借等による権利移動の許可、農地を農地以外に転用する場合の許可
 - ・ 農地の利用状況調査（毎年6月～8月に推進委員が現地調査を行う。）
 - ・ その他（農地等の賃貸借の解約申入れの許可など）
 - ② その他の法律に基づく事務
農用地利用集積計画の決定、農業振興地域整備計画に対する意見など
- (2) 農業委員会法第6条第2項事務（農地等の利用の最適化の推進）
 - ① 担い手への農地利用の集積・集約化
 - ② 遊休農地の発生防止・解消（農地利用状況調査、遊休農地所有者への意向確認、農地中間管理機構への貸付促進など）
 - ③ 新規参入の促進（新規就農希望者の就農候補地を見つける。）
- (3) 農業委員会法第6条第3項事務（法人化、農業経営の合理化、調査・情報提供）
農業者年金への加入推進、農業委員会だよりの発行など
- (4) 農業委員会法第38条の取組み
関係行政機関等に対する意見の提出

3 農業委員、農地利用最適化推進委員の役割の違い

- (1) 農業委員は、総会の場で発言し議決権を行使する。
- (2) 農地利用最適化推進委員は、総会の議決権はない。
担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を通じて農地等の利用の最適化の推進のための活動を行う。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の担当地区

R6.5.9現在

区名	担当地区		農業委員 ~R7.6.16	推進委員 ~R7.6.16
旧市	中区・西区		鍛冶山 正照	岩田 勲男
	南区			
	東区	福田・馬木 温品・旧広島市	山本 香織	平川 和義 川崎 忠則
安佐南区	沼田地区	伴中央・伴東・伴北	上垣内 保之	川崎 龍一
		伴西・大塚		渡邊 諭
		阿戸	浅元 恒夫	石井 裕二
		吉山		野稻 正至
	祇園地区		福島 幸治	米田 清
	安古市地区			武内 祥吾
佐東地区		溝口 憲幸		
安佐北区 白木・高陽	白木地区	上井原(甲田・中市・下市・明神以北)	岩重 隆弘	佐々木 勝規
		下井原(上記以外)		正木 壽輪基
		志屋(下地区:寄立~古屋)		矢野 文江
		志屋(上地区)	己斐 潔	河野 泰博
		小越、有留、秋山(須沢・大槌・藪山・弓投地区以外)		生田 憲壽
		秋山(須沢・大槌・藪山・弓投地区)、市川		世羅 利隆
	上三田	中三田、下三田	下中 通徳	
	中三田、下三田		松田 佐市	
	高陽地区	狩留家、小河原	下谷 邦代	丸岡 顯久
		上深川		欠 員
		深川	佐藤 和夫	
		落合、口田		
安佐北区 可部・安佐	可部地区	三入、桐原、南原、上町屋、下町屋	沼田 聖	前坊 友紀
		大林		坊 和義
		可部	高島 辰也	中道 正則
	亀山、綾ヶ谷、勝木、亀山南、今井田	下土井 武文		
	小河内(下三谷・堂原河内・明見谷以北)	谷口 憲		鈴木 師正
	小河内(本郷・上三根以南)		大本 一則	
	鈴張(東谷地区)		中本 和志	
	鈴張(西谷地区)		沖田 美貴男	
	安佐地区	後山、筒瀬、宮野	船木 良江	野平 昌彦
		毛木		花谷 昭範
飯室		水本 政則		
久地				
安芸区	阿戸地区		山縣 由明	藤岡 徳雄
	瀬野川地区	瀬野		今岡 春男
		中野	植野 芳記	
		畑賀	大門 裕	
	矢野地区・船越地区		河野 芳徳	欠 員
佐伯区	五日市地区	石内(石内、五月が丘)、八幡東(高井、口和田、利松)	奥田 一成	川本文三
		八幡(中地、寺田、保井田、薬師が丘)		岩崎 孝彦
		河内(除大杉・白川地区)(上・下河内、上・下小深川)	児玉 一成	川本文三
		観音(倉重、千同、坪井、屋代、三宅、佐方、観音台)、五日市(五日市村、海老園村、皆賀村)		岩崎 孝彦
	湯来地区	葛原(含大杉・白川地区)	吉田 米治	木村 正和
		白砂		加藤 忠則
		伏谷		小林 公道
		上水内		白井 一良
水内		林谷 拓也		